

老人保健施設清流苑運営規程

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護)

この運営規程において医療法人魚野会が開設する老人保健施設清流苑（以下「清流苑」という。）において実施する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第1条 要支援状態及び要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な施設介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 清流苑では、短期入所療養介護計画または、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護、その他の世話をを行い、維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り在宅ケアの支援に努める。

2 清流苑は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。

3 清流苑は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス、または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の一体的運営)

第3条 短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名 称 老人保健施設 清流苑
- 2) 所在地 新潟県魚沼市原虫野433番地3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者 1人

管理者は、施設に携わる従業者の管理、指導及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2) 医師 1人以上

医師は入所者の病状に応じ適切に診療を行う。

3) 看護職員 9人以上

看護職員は、入所者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

4) 介護職員 22人以上

介護職員は、入所者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

5) 支援相談員 1人以上

支援相談員は、入所者、又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

6) 理学療法士又は作業療法士 1人以上

・理学療法士は、入所者の心身の状況に応じ、理学療法サービスを提供する。

・作業療法士は、入所者の心身の状況に応じ、作業療法サービスを提供する。

7) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は、入所者の病状に応じ、適切な食事の提供を行う。

8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、入所者の課題分析を行うとともに、把握された高齢者の心身の状況に基づき、適切な施設介護が提供されるよう施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

9) 事務員 相当数

10) 調理員 委託

11) 運転員 相当数

12) 管理員 相当数

(利用定員)

第6条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容)

第7条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う。

2 介護老人保健施設（I）（看護・介護職員：入所者＝3：1）の人員体制とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

2 保険対象外費用については、別表料金表により支払を受ける。

3 前各項に掲げる費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、同意を得るものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第9条 通常を送迎地域を以下のとおりとする。

魚沼市

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条 施設を利用するものは、次の留意事項に注意しなければならない。

1) 利用者等は、この運営規程の定めるところにより、指導、調査、日課表、又は医師の指示、指導、に従わなければならない。

2) 利用者が外出・外泊するときは、あらかじめ外出、外泊届けを提出し、管理者又は、責任者の承認を得なければならない。

3) 利用者は次の事項を守らなければならない。

(1) 施設内において、政治活動及び宗教活動を行ってはならない。

(2) 施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 指定された居室は、勝手に変更してはならない。

(4) 飲食物を勝手に持ち込んで서는ならない。

(5) 所持金その他貴重品については、持ち込まないことを原則とするが、特別の事情がある場合は申し出ること。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の消防訓練を実施することとする。

3 非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しています。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第12条 従業者は、業務上知り得た秘密及び個人情報を決して漏洩しない。また、従業者との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当施設は入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を実施
- (2) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置(虐待防止に関する担当者の選定及び委員会の開催等)

(その他運営に関する留意事項)

第13条 従業者の資質向上を図るために、研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備する。

2 事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月3日から施行する。